

千葉県市町村職員年金者連盟個人情報保護に関する管理規程

(目的)

第1条 この規程は、全国市町村職員共済組合連合会が定める個人情報保護に関する諸規定により、千葉県市町村職員共済組合から提供を受けた千葉県市町村年金者連盟（以下「連盟」という。）会員の個人情報及び加入届等により取得した個人情報の保護並びに適正な取扱いの確保について必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、連盟事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの
ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にする手段を有するもの

(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ 連盟が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び6ヶ月以内に消去することとなるものを除く。

イ 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

ロ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(正確性の確保)

第3条 個人データは、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

(利用目的の特定)

第4条 個人情報の取扱いにあたっては、その利用目的（以下「利用目的」という。）を特定しなければならない。

(利用目的による制限)

第5条 個人情報の取扱いは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。

2 前項の規程は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(保有個人データの公表等)

第6条 連盟は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状況（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 当該連盟の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的

(3) 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止（以下「開示等」という。）の求めに応じる手続き

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 保有個人データの利用目的の通知及び開示等については、千葉県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程の例による。

(安全管理措置)

第7条 個人データを取扱う場合は、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理組織)

第8条 個人情報の安全管理のため、連盟に個人情報保護管理者9を置き、事務長をもってこれに充てる。

2 連盟は、会員からの個人情報の取扱いに関する苦情又は相談の窓口を事務局に設置する。

(個人情報保護管理者の責務)

第9条 個人情報保護管理者は、連盟の個人情報に関する全般を管理し、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託業者の監督を適切に行う。

(教育・研修の実施)

第10条 個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う業務に従事する者の知識・技能の習得及び個人情報の保護に対する倫理の向上のため、上記の者に職責・経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 個人情報を取り扱う業務に従事する者又は従事していた者は連盟の業務に関して知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人データの破棄及び消去)

第12条 個人データが記載された文書等の破棄を行う場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、個人データを読み取り不可能な状態にしなければならない。

2 電子計算機及び記憶媒体等の破棄又は転売・譲渡（リースの場合は返却）を行う場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、電子計算機及び記憶媒体等の中の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。

(委託)

第13条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とする。

2 前項の場合において、個人情報が適正に取り扱われるよう、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

3 前項の委託契約書等に明記する必要事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該個人データを委託契約の範囲以外には使用しないこと。
- (2) 当該個人データの加工、改ざん及び複製をしないこと。(委託契約の範囲内のものを除く。)
- (3) 契約終了後の当該個人データは、連盟に返却又は委託先にて適切かつ確実に破棄若しくは消去すること。
- (4) 当該個人データの漏えい等又は盗用しないこと。契約終了後も同様とする。
- (5) 前各号に違反した場合及び違反したことにより連盟に損害が生じた場合は、直ちに連盟に報告を行うこと。
- (6) 第1号から第4号に違反したことにより連盟に損害が生じた場合には、当該損害賠償を行うこと。
- (7) 当該個人データの取扱いの再委託を行う場合は、連盟にその旨を文書で報告し、連盟の承諾を得ること。

(委託先の監督)

第14条 個人情報保護管理者は、委託した個人データの安全管理が図られるように、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の第三者提供)

第15条 個人データについては、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければ第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又は委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規程に関わらず当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 第1項又は第2項の第三者提供を行う場合において、連盟は、第三者が次の各号に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、提供することができる。

(1) 当該個人データの改ざん及び複製又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）をしないこと。

(2) 当該個人データの保管期間を明確にすること。

(3) 利用目的達成後の当該個人データは、連盟に返却又は提供先において適切かつ確実に破棄若しくは焼却すること。

(4) 当該個人データの漏えい又は盗用しないこと。利用目的達成後も同様とする。

(監査)

第16条 監事は、個人情報保護の徹底のため、監査を年2回実施する。

2 監査により、問題点の指摘等があった場合は、個人情報保護管理者は速やかに必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、連盟の個人情報の保護に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。